

令和4年度

**戦略的情報通信研究開発推進事業
(SCOPE)**

研究開発課題の公募について

— 提案要領 —

電波有効利用促進型研究開発

提案書受付期間

令和4年1月7日（金）

～

令和4年2月7日（月）（17:00 締切）



総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに..... | 3 |
| 1 事業の概要 | 4 |
| 2 本事業による研究開発の流れ | 4 |
| 3 提案要件等の留意事項 | 7 |
| 4 公募対象の研究開発プログラム | 13 |
| 5 採択課題の選定 | 16 |
| 6 研究開発委託契約の概要 | 17 |
| 7 研究開発実施上の留意点 | 19 |
| 8 提案の手続 | 23 |
| 9 その他..... | 25 |
| 10 問合せ先 | 26 |
| 競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針 | 28 |
| 競争的研究費の適正な執行に関する指針..... | 34 |
| 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による 戦略的情報通信研究開発推進事業 （SCOPE）への応募について | 44 |

本公募は、令和4年度の予算成立後可能な限り早期に研究開発を開始するために、予算成立前に公募を行うこととしているものです。今後、内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御了承ください。

はじめに

戦略的情報通信研究開発推進事業（以下「SCOPE」¹という。）は、情報通信技術（ICT）分野において新規性に富む研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関等から広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究開発を委託する競争的研究費制度²です。これにより、未来社会における新たな価値創造、若手 ICT 研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICT の利活用による地域の活性化、国際標準獲得等を推進します。

優れた研究成果を生み出す研究開発システムの構築には、競争的な研究環境の醸成が必要です。そのため、「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月閣議決定）³においては、競争的資金制度の多様性を確保した上で、制度の一層の改善及び充実に向けた取組を進める方針が示されました。また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）⁴では、「科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」及び「イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築」が、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）⁵では、「知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」が、それぞれ示されています。さらに、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）⁶及び「統合イノベーション戦略2021」（令和3年6月18日閣議決定）⁷では、若手研究者に対する支援等について記載されています。

本事業では、電波資源拡大のための研究開発として、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準策定に向けた研究開発であり、無線局全体の受益を直接目的として実施するものを募集します。

1 Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme

2 競争的研究費：大学、研究開発法人、民間企業等（以下、「研究機関」という。）において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。

3 <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html>

4 <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

5 <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

6 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

7 https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2021_honbun.pdf

1 事業の概要

総務省は、他府省の競争的研究費等で実施していない新規の研究開発課題を以下のプログラムにおいて公募し、厳正な評価を経て研究開発課題を採択し、当該研究開発課題を実施する研究者が所属する研究機関に対して研究開発を委託します。

電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するため、①周波数を効率的に利用する技術、②周波数の共同利用を促進する技術、③高い周波数への移行を促進する技術の何れかに該当し、おおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発課題に対して研究開発を委託します。

2 本事業による研究開発の流れ

本事業において実施する研究開発の流れは、次のとおりです。

- (1) 提案された研究開発課題は、「総務省情報通信研究評価実施指針（第6版）」（平成30年2月）⁸を踏まえて設定された評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される評価委員会が評価を行い、その結果に基づいたプログラムディレクターの決定により、実施すべき研究開発課題を採択します。

採択における評価は、下記の専門評価（第1次評価）及び総合評価（第2次評価）の2段階評価によって実施します。

①専門評価（第1次評価）

全ての提案課題について、各研究開発課題が含まれる研究領域の外部専門家により、主として技術的な観点から、高度に専門的な知見に基づいて評価します。

専門評価において、評価項目のウエイト付加前の平均評価点が2未満のものがある課題については、原則として総合評価の対象としません。

②総合評価（第2次評価）

外部の学識経験者・有識者から構成される評価委員会により、目標設定・実施計画・予算計画・実施体制の妥当性等に加え、各プログラムの目的に応じた観点から評価します。

提案課題件数が採択予定課題数を大幅に上回る場合等は、必要に応じ、専門評価の結果における相対順位に基づき、一定数（採択予定課題数の1.5～2倍程度）に絞り込まれた提案課題を総合評価の対象課題とします。

⁸ https://www.soumu.go.jp/main_content/000531597.pdf

(2) 本事業では、研究開発をフェーズⅠとフェーズⅡに分けています。

①フェーズⅠ

本格的な研究開発を行うための予備実験、理論検討等の研究開発を行い、優れた成果が得られるかどうかの実行可能性や実現可能性の検証等を実施。

②フェーズⅡ

本格的な研究開発を実施。

フェーズⅠからフェーズⅡへの移行時には選抜評価を実施し、フェーズⅠにおいて行われた研究開発の成果を踏まえ、目標設定、実施計画、予算計画及び実施体制の妥当性等を評価し、フェーズⅡへ進む課題を採択します。

同時に、フェーズⅡから行う研究開発も募集します。

(3) 採択された研究開発課題は、研究開発実施者の所属研究機関が提案内容の実施に支障がないかどうかを確認した上で、当該研究機関と総務省との間で研究開発委託契約を締結し、委託研究として研究開発を実施していただきます。

委託研究とは、総務省が所属研究機関に対して研究開発を委託することによって実施するものです。その際、当該研究開発の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。

研究開発に必要な費用（直接経費）は、採択評価の結果を踏まえて別途提示する配分額の範囲内で総務省が負担します。また、直接経費のほかに間接経費（資料1照）として、直接経費の30%に相当する額を上限として配分します。研究開発の経理実務については、所属研究機関に責任をもって管理していただきます。

(4) フェーズⅠ終了時に継続してフェーズⅡの研究課題の実施を希望する場合は、1月頃に選抜提案書を提出していただき、目標達成度や今後の目標設定、実施計画、予算計画、実施体制の妥当性等に関する選抜評価を実施します。その結果に基づいたプログラムディレクターの意見を踏まえ、次年度の研究開発の実施及び研究開発に必要な経費の配分額が決定され、新たに研究開発委託契約を締結して研究開発を実施することになります。

なお、選抜評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直し、研究開発そのものの中止等を決定することがあります。

(5) フェーズⅡにおいて継続して次年度の研究開発の実施を希望する場合は、1月頃に継続提案書を提出していただき、目標達成度や今後の目標設定、実施計画、予算計画、実施体制の妥当性に関する継続評価を実施します。その結果に基づいたプログラムディレクターの意見を踏まえて、次年度の研究開発の実施及び研究開発に必

要な経費の配分額が決定され、新たに研究開発委託契約を締結して研究開発を実施することになります。

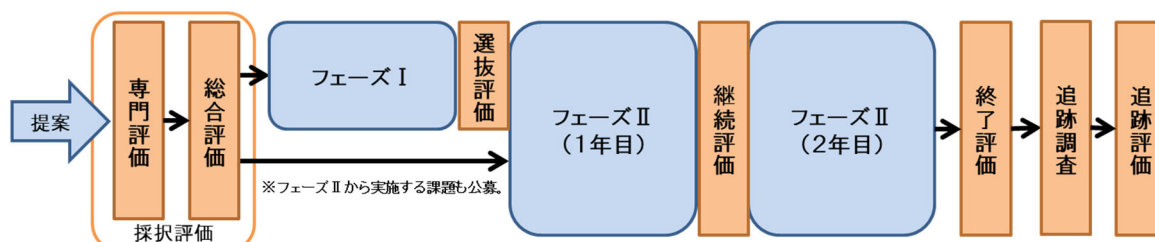
なお、継続評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直し、研究開発そのものの中止等を決定することがあります。

(6) 研究開発を終了（又は中止）した課題は、終了報告書を提出していただき、研究実施状況や研究成果等に関する終了評価を実施します。また、終了翌年度に開催する「ICT イノベーションフォーラム」において成果の発表等を行っていただきます。

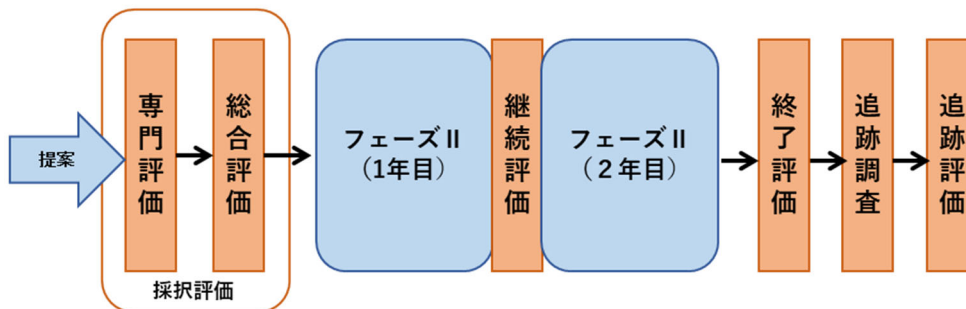
さらに、後年度に実施する追跡調査（原則終了1年後と3年後）や追跡評価にも御協力いただきます。

(7) 今回の公募における、上記の各評価の流れは以下のとおりです。

■ 電波有効利用促進型研究開発 先進的電波有効利用型



■ 電波有効利用促進型研究開発 先進的電波有効利用型（社会展開促進）



(8) 評価結果については、原則公表することとしています。ただし、採択評価、選抜評価及び継続評価においては、採択課題のみ評価結果を公表します。提案者本人には、評価点・評価コメントとあわせて採択・不採択を通知します。

3 提案要件等の留意事項

本事業の留意事項は、次のとおりです。

本事業では、研究開発を実施する者は「研究代表者」及び「研究分担者」により構成されます。以下では、研究代表者及び研究分担者を総称して「研究開発実施者」と呼びます⁹。1人での提案の場合は、研究代表者のみで研究開発を実施することになります。なお、総務省と研究開発委託契約を締結しない者が、研究開発実施者との共同研究等により「連携研究者」として研究開発に協力することも可能です。連携研究者は、本事業による委託費を使用することはできません。連携研究者と共同研究等を実施する際の留意事項については、「7 研究開発実施上の留意点 (4) 研究開発成果の帰属」を御確認ください。

- ・ 研究代表者
研究開発実施者を代表する者であり、研究開発の遂行（研究開発成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者

- ・ 研究分担者
研究代表者と協力して研究開発を分担する者

- ・ 研究開発実施者
研究代表者及び研究分担者の総称

- ・ 連携研究者
総務省と研究開発委託契約を締結せずに、研究開発実施者との共同研究等によって研究開発に協力する者。本事業による委託費の使用不可

(1) 研究開発実施者の要件

- ① 日本国内に設置された大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）、民間企業、国立研究開発法人及び地方公共団体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生については下記⑦の場合を除いて不可。）であること。

- ② 研究開発を実施する期間において、研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。

⁹ 委託契約を締結する際に、研究機関ごとに「研究責任者」の配置が必要です。研究分担者のみが所属する研究機関では、研究分担者の中からその機関における研究開発を統括する者として「研究責任者」を配置してください。

- ③ 府省共通研究開発管理システム¹⁰（以下「e-Rad」という。）において、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
- ④ 全ての研究開発実施者は、所属する研究機関から、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること（研究開発の実施に当たって、資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要があるため。）。
- ⑤ 研究代表者は、全研究開発期間を通じて、研究開発の遂行に関する全ての責務を負えること。博士研究員¹¹が研究代表者になることはできない。なお、研究開発期間中に研究開発実施者の要件を満たさなくなる等（退職等）の理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることは避けること。
また、日本語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。
- ⑥ 研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間を通じて、研究開発の遂行に責務を負えること。博士研究員は、研究分担者になることができる。
- ⑦ 大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、大学院生は、民間企業等との共同研究における研究分担者となることができる。
- ⑧ 研究開発実施者は、自身の所属機関の経理事務等担当者及び契約事務等担当者を兼ねることはできない。

（２）提案できる研究開発課題

本事業で提案できる研究開発課題は、次に掲げる研究開発課題です。

電波資源拡大のため研究開発として、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は、高い周波数への移行を促進する技術としておおむね５年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準策定に向けた研究開発課題。無線局全体の受益を直接の目的として実施するもの

（３）SCOPEにおける研究開発実施者の重複

SCOPE で既に研究開発を実施している課題の研究代表者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究開発実施者になることはできません。

SCOPE で既に研究開発を実施している研究分担者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者になることはできません。ただし、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式 10）」を提出することにより、SCOPE で既に実施中の研究

¹⁰ <https://www.e-rad.go.jp/>

¹¹ 大学や企業等において、安定的な職に就くまでの任期付の研究職にある博士号取得者等

開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることができます。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、様式 10 によって申請された SCOPE で既に実施中の研究開発の研究分担者に復帰することはできません。

上記の制限に係る新規提案であると認められる場合、該当する全ての新規提案課題を採択評価の対象から除外します。

(4) 個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された研究開発課題提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された研究開発課題提案書における研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名は、本事業の運営以外の目的には使用しません。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び事業運用のために総務省が使用します。

(5) 「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本事業は、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費の一つとして位置付けられています。したがって、本事業への提案に対して、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和3年12月17日改正）（資料2参照）に従い、不合理な重複及び過度の集中を排除するために、各府省で次の措置を執ります。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を、他府省を含む競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。
- ② 不合理な重複及び過度の集中があった場合には、提案された課題が不採択又は採択取り消しとなる場合があります。

(6) 他の研究助成等を受けている場合への対応

科学研究費補助金等、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）¹²等、競争的研究費等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、不採択又は採択取消しとなる場合があります。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費制度等やその他の研究助成等を受けている場合及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することはできません。

¹² エフォート（研究充当率）：研究者の年間（4月から翌年3月まで）の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消されたりする場合があります。また、本募集での審査途中に他制度への応募の採否が決定した場合には、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（「10 問合せ先」を参照。）まで速やかに御連絡ください。

（7）不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（資料2参照）に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的研究費において不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、1年間から10年間とします。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5年間とします。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降、1年間又は2年間とします。

（8）研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（資料2参照）に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的研究費による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の悪質性等を考慮しつつ、研究費の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降、2年間から10年間とします。
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降、1年間から3年間とする。

(9) 人権及び利益の保護に関して

実施計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

(10) 府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等に関して

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受け、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad への登録をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(11) 安全保障貿易管理について

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づいて輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

物の輸出だけでなく、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記のウェブサイトを御確認ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(12) **提案書の取扱いについて**

提出された提案書に記載された情報について、総務省からSCOPEに係る業務を請け負った業者に対し、事業運営のために提供されます。

4 公募対象の研究開発プログラム

本事業における公募対象の研究開発プログラムは以下のとおりです。

電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術の研究開発課題に対して研究開発を委託します。

(1) 対象とする研究開発

電波資源拡大のための研究開発として、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準策定に向けた研究開発であり、無線局全体の受益を直接の目的として実施するものを募集します。

(2) 提案要件

上記「1 対象とする研究開発」に示す事項及び前章「3 提案要件等の留意事項」のとおり。

(3) 研究開発期間

先進的電波有効利用型（社会展開促進を目的とした研究開発課題を除く）

フェーズⅠ：1か年度

フェーズⅡ：最長2か年度

先進的電波有効利用型（社会展開促進を目的とした研究開発課題）

フェーズⅡ：最長2か年度

(4) 研究開発経費

電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発課題に対し、研究開発を委託します。フェーズⅡは電波を用いたIoTシステム構築や社会展開を促進し、新たなワイヤレスビジネスの創出を意識した研究開発課題（社会展開促進を目的とした研究開発課題）も対象とします。

フェーズⅠ：1課題当たり上限500万円（直接経費）【消費税込み】

フェーズⅡ：単年度1課題当たり上限3000万円（直接経費）【消費税込み】

間接経費は、直接経費の30%を上限に別途配分。

※提案する研究費の多寡は、採択評価の結果には影響を与えません。

※公募対象はフェーズⅠ及びフェーズⅡとなります。

(5) 採択評価

採択課題の決定段階において、以下の評価項目・評価の観点・評価のウエイトによる評価を実施します。

①【専門評価（第1次評価）】（先進的電波有効利用型共通）

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価のウエイト |
|----------------------------|---|---------|
| 情報通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規性、独創性、革新性、先導性等が認められるか。 ・ 情報通信技術の発展・向上に資する課題であるか。 ・ 関連分野に大きな波及効果を与えるか。 | 2 |
| 目標、計画の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。 | 1 |

②【総合評価（第2次評価）】（先進的電波有効利用型フェーズⅠ・Ⅱ（社会展開促進を目的とした研究開発課題を除く））

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価のウエイト |
|---------------|--|---------|
| 目標、計画の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。 | 1 |
| 予算計画、実施体制の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、過去の実績、資金管理面等を含む。）が適切か。 ・ 費用対効果が適切か。 | 1 |
| 電波有効利用促進の可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい電波利用の実現に向けた研究開発か。 ・ 以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○周波数を効率的に利用するための技術 ○周波数の共同利用を促進するための技術 ○高い周波数への移行を促進するための技術 | 2 |
| 評価委員会における審議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会での審議に基づいて付与される評価点 <p>※原則0点とし、特に採択すべきと認められる課題に最大3点の加点、採択すべきでないとして認められる課題に最大3点の減点ができる。</p> | 1 |

③【総合評価（第2次評価）】（先進的電波有効利用型フェーズⅡ（社会展開促進を目的とした研究開発課題））

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価のウエイト |
|---------------|--|---------|
| 目標、計画の妥当性 | ・ 研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。 | 1 |
| 予算計画、実施体制の妥当性 | ・ 研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、過去の実績、資金管理面等を含む。）が適切か。 ・ 費用対効果が適切か。 | 1 |
| 電波有効利用促進の可能性 | ・ 新しい電波利用の実現に向けた研究開発か。 ・ 以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか。 ○周波数を効率的に利用するための技術 ○周波数の共同利用を促進するための技術 ○高い周波数への移行を促進するための技術 | 1 |
| 社会実装の可能性 | ・ 電波を用いたIoTシステム構築を目指す研究開発課題又は新たなワイヤレスビジネス創出や社会実装を意識した研究開発課題が設定されているか。 | 2 |
| 評価委員会における審議 | ・ 評価委員会での審議に基づいて付与される評価点 ※原則0点とし、特に採択すべきと認められる課題に最大3点の加点、採択すべきでないと認められる課題に最大3点の減点ができる。 | 1 |

5 採択課題の選定

(1) 評価方法

提案された研究開発課題について、設定した評価基準に基づいて2段階の評価を実施します。

選考の経過については通知しません。また、問合せにも応じられません。

(2) 追加資料の提出等

研究開発課題の選定に係る評価は、提出された提案書に基づいて行います。必要に応じて追加資料の提出を求める場合や、提案書等の内容に関してヒアリング等を行う場合があります。

(3) 採択及び通知

総務省は、評価委員会からの評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて採択課題の決定を行います。採択・不採択の結果は、総務省から研究代表者あてに通知します。

(4) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要を公表します。

6 研究開発委託契約の概要

研究開発の実施に当たっては、研究開発委託契約の締結が必要です。本事業の研究開発委託契約に係る書類は、以下の URL に掲載します。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/data.html

本事業の研究開発委託契約の概要は、次のとおりです。

(1) 契約期間

委託研究の契約は、単年度契約です。次年度以降の研究実施に係る契約については、継続評価または選抜評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）こととなります。

(2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で研究開発委託契約を締結します。研究開発実施者個人との間で研究開発委託契約を締結することはありません。

(3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関全てと総務省との間で、個別に研究開発委託契約を締結します。

(4) 研究開発経費

研究開発に係る経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。経費の性質上、概算を以て支払をしなければ研究開発の進捗に支障を及ぼす場合は、所定の手続きを経て支払いが適当と判断された場合に、概算払いが可能です。

経費の取扱いは、「府省共通経費取扱区分表」に基づきます。研究開発委託契約に係る経理処理の基準は、上記 URL の「令和3年度 情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説¹³」を御覧ください。なお、研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託契約が締結されるとは限りません。

また、委託期間中に当該委託研究と一体的に成果応用の目的に研究開発するための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

(5) 繰越明許

委託契約の締結時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、研究開発が契約期間内に完了しない見込みとなった場合には、所定の手続きを経て、契約期間を延長するとともに、研究開発委託費の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができます。

¹³ 情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説は、令和4年度以降の委託研究の実施に当たって、変更することがあります。

(6) 研究開発委託契約書

総務省が作成する「研究開発委託契約書」に従って契約していただきます。当該契約書のひな形については、上記 URL の「研究開発委託契約書（ひな形）¹⁴」を御参照ください。

必要な契約条件が所属研究機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続開始後、1か月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(7) 研究成果報告書の作成

契約終了時（毎年度）に「研究成果報告書」を提出していただきます。

(8) 実績報告書の作成

契約終了に当たっては、当該年度の研究開発に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」及び「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。

(9) 終了報告書の作成及び成果発表等

全研究開発期間終了後、研究開発全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成と、総務省が開催する「ICT イノベーションフォーラム」における成果の発表等を行っていただきます。

(10) 追跡報告書等の作成

全研究開発期間終了の原則1年後と3年後に実施する追跡調査に回答いただきます。

(11) 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて（令和3年3月5日）」への対応

年度末までの研究期間の確保等により研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるように競争的研究費の手続き等に係る各種ルール等の統一化がなされたことを踏まえ、本事業でも対応をしています。詳細は内閣府のウェブページ¹⁵を御覧ください。

¹⁴ 研究開発委託契約書は、令和4年度以降の委託研究の実施に当たって変更することがあります。

¹⁵ 内閣府ウェブページ「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて（令和3年3月5日）」https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

7 研究開発実施上の留意点

(1) 研究開発実施者の人件費の計上等について

研究開発業務に研究開発実施者が従事した時間分の人件費を直接経費に計上できます。ただし、学内業務や他の競争的研究費等による研究開発業務に従事した時間分の人件費については、間接経費や基盤的経費等で充当する必要がありますので、提案に際しては所属研究機関の関係部署との調整をお願いします。

なお、研究開発実施者として新たに研究者を必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者を研究員として雇用し、委託期間内の人件費を研究開発経費の「人件費」として支払うことができます。

当該雇用に関する責任は、全て所属研究機関に帰属します。

(2) 学生の参画機会の積極的な提供

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画が可能です。ただし、以下の項目について御確認願います。

- ① 大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。
- ② 大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書又は同等の雇用関係書類により、SCOPEの研究開発に従事することを証明できるようにすること。
- ③ 学業そのものやSCOPE以外の活動等に対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。
- ④ 額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する場合がある点に留意すること。

(3) 事業化の検討等に係る費用の計上

本事業においては、研究開発成果を基に新事業に取り組むこと等を目的として、ICT分野を専門とする起業家、ファンディング専門家、弁護士、弁理士、マーケティング専門家、広報専門家、コンサルタント等の専門家によるアドバイス等を受けるための費用を、本事業の委託費として計上することが可能です。

当該費用を支出する際は、その必要性及び金額の妥当性等について総務省との事前協議が必要となります。詳細は「令和3年度 情報通信分野における研究開発委託契約経理解説」を御参照ください。

(4) 研究開発成果の帰属

研究開発の期間中に得られた成果に係る特許権その他の政令で定める権利は、研究開発委託契約の締結及び知的財産権確認書(研究開発委託契約書様式)の提出により、「産業技術力強化法」(平成12年4月19日法律第44号)第17条の規定に従い、一定の要件を満たしている場合、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。

なお、連携研究者との間で、共同研究契約を締結する等により特許権その他の政令で定める権利について取決めを交わす場合は、研究開発委託契約書及び知的財産権確認書の規定を妨げることがないよう御留意の上、各機関の責任の下、適切に御対応ください。

(5) 研究開発成果の発表、公開及び普及

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究開発成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容について公表します。また、毎年度提出された研究成果報告書及び終了報告書についても公表します。

研究開発実施者は、本事業によって得られた研究開発成果について、ウェブページや関連学会等に発表する等、成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表又は公開する際には、**本事業の成果である旨を必ず記載**していただきます。また、本事業による成果等を記載した研究機関側のウェブページは、総務省の本事業のウェブページとの間にリンクを設定していただきます。なお、発表又は公開に際しては、総務省への外部発表投稿票（研究開発委託契約書様式）の提出をお願いします（平成 28 年度契約書（ひな形）から、成果発表後の投稿票提出を可としています。）。

(6) 研究開発場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、所属研究機関の施設内とします。

(7) 研究開発に必要な機器設備

研究開発に必要な機器設備の調達方法の決定に当たっては、購入とリース・レンタルで調達経費を比較し、原則、安価な方法を採用していただくこととなります。採択後の課題実施における経理処理手続では、研究機器設備の購入とリース・レンタルで調達経費を比較した結果を確認できる書類を準備していただくこととなります。

(8) 購入した物品等の扱い

本事業は、委託によって実施するものであるため、購入し取得した物品等の所有権は、研究開発期間終了後に総務省に帰属します。したがって、取得した物品等は、所属研究機関の担当者による善良な扱いの下に管理していただきます。

研究開発期間終了後の物品等の取扱いについては、別途協議することとします。

(9) 研究費の不正な使用への対応

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（資料 1 参照）に従い、本事業において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対しては、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、他府省を含む他の競争的研究費担当課に当該不正の概要（不正使用をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）

を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。

- ② 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的研究費担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、他府省を含む他の競争的研究費担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした担当者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。

また、研究機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）¹⁶」（平成26年4月11日（平成28年2月22日一部改正））に従い、本事業における研究費の管理・監査について対応いただきます。

(10) 研究上の不正への対応

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（資料2参照）に従い、本事業及び他府省の競争的研究費制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 当該研究に係る研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他省庁を含む他の競争的研究費担当課に、当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的研究費への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的研究費への応募が制限される場合があります。

また、研究機関においては、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）¹⁷」（平成27年4月21日）に従い、本事業における研究上の不正行為へ対応していただきます。加えて、総合科学技術・イノベーション会議から「研究不正行

¹⁶ https://www.soumu.go.jp/main_content/000590990.pdf

¹⁷ https://www.soumu.go.jp/main_content/000766813.pdf

為への実効性ある対応に向けて¹⁸」(平成26年9月19日)が示されたことを踏まえ、本事業においても契約締結時に当たって必要な対応を求める場合があります。

¹⁸ https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken140919_3.pdf

8 提案の手続

提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

本事業への府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いた提案方法の詳細は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）への応募について」（資料3参照）に記載しています。

（1）提案に必要な準備作業

① e-Rad による申請

本事業への提案では e-Rad を使用します。したがって、事前に e-Rad へ「所属研究機関」及び「研究者」の二つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本事業への提案においては、研究代表者の所属研究機関及び全ての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及び全ての研究分担者の研究者登録が必要です。

登録手続完了までには 1～2 週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続をしてください。

② 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本事業への提案では、所定様式の「研究開発課題提案書」を用います。総務省の報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

（2）受付期間

令和4年度から実施する研究開発課題提案書の受付期間は、

令和4年1月7日（金）～令和4年2月7日（月）（17：00 締切）

です。

締切までに e-Rad により提案書（必要な全ての様式のファイル）提出をお願いします。受付期間を過ぎた提案書は受け付けられません。

（3）提案方法

① 提案情報の e-Rad への登録

e-Rad を用いて本事業への提案情報を入力し、受付期間内に処理を行ってください。その際、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）への応募について」（資料3参照）を熟読の上、登録を行ってください。

② e-Radによる研究開発課題提案書の提出

研究開発課題提案書のうち、様式2、様式2別紙、様式3、様式5～11を一つのPDF形式のファイルとしたものを「応募情報ファイル」から提出してください。エクセル形式の様式1、様式2別表及び様式4を、e-Radの「参考資料」から提出してください。

③ e-Radによる提案書の受付

e-Radへの提案書提出後の研究機関の事務代表者によるe-Radでの承認をもって、本公募の提案受付としますので、提案書受付期間内に余裕を持って提案書を提出してください。なお、提出された研究開発課題提案書は、返却いたしません。

（4）提案に当たって

研究代表者は、責任を持って研究開発課題提案書を取りまとめた上で提出願います。研究開発課題提案書の記載事項に不明な点（e-Radによって提出された電子データの損傷や文字化け等）があった場合には、研究代表者あてに確認しますので、研究代表者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問合せに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」で御確認ください。

（5）提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Radの「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は、期限から1か月以内に行う予定です。なお、e-Radの応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から1か月以上経過後に確認してください。

（6）採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要を公表します。

9 その他

(1) 本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、本事業のウェブページ等でお知らせいたします。

(2) 本事業は、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR）の対象となっています。当該制度の内容については、下記 URL を参照ください。

○中小企業庁の中小企業技術革新制度に関するウェブページ

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

<https://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/index.html>

(3) 本事業は、外国人に対する出入国管理上の優遇制度である高度人材ポイント制におけるボーナスポイントの対象となっています。当該制度の内容については、下記 URL を参照してください。

○法務省入国管理局の高度人材ポイント制に関するウェブページ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html

10 問合せ先

提案書の記載又は提出方法等に関する問合せや御相談については、管轄の総合通信局等までお願いします。なお、本事業全般に関する問合せは、総務省総合通信基盤局電波政策課までお願いします。

【提出方法等に関する問合せ先】

| 研究機関所在地 | 問合せ先 |
|----------------------------------|---|
| 北海道 | 北海道総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311（内線4624） E-mail： freg-hokkaido@soumu.go.jp |
| 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県 | 東北総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：022-221-0657 E-mail： kikaku-toh@ml.soumu.go.jp |
| 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県 | 関東総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電話：03-6238-1730 E-mail： kaihatu_kikaku@soumu.go.jp |
| 新潟県・長野県 | 信越総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 電話：026-234-9940 E-mail： shinetsu-kikaku@soumu.go.jp |
| 富山県・石川県・福井県 | 北陸総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-233-4470 E-mail： hokuriku-kikaku@soumu.go.jp |
| 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県 | 東海総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 電話：052-971-9143 E-mail： kikaku-chosei-tokai@soumu.go.jp |

| 研究機関所在地 | 問合せ先 |
|------------------------------|---|
| 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 | 近畿総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒540-8795 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1号館 4階 電話：06-6942-8543 E-mail： scope-kikakukinki@soumu.go.jp |
| 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県 | 中国総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 電話：082-222-3355 E-mail： chugoku-kikaku@soumu.go.jp |
| 徳島県・香川県・愛媛県・高知県 | 四国総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒790-8795 松山市味酒町 2-14-4 電話：089-936-5071 E-mail： shikoku-suishin@soumu.go.jp |
| 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県 | 九州総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 電話：096-326-7890 E-mail： kikaku-q@soumu.go.jp |
| 沖縄県 | 沖縄総合通信事務所 情報通信課 〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋B街区 5階 電話：098-865-2315 E-mail： okinawa-kikaku@ml.soumu.go.jp |

【本事業全般に関する問合せ先】

| |
|---|
| <p>総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 電話：03-5253-5876 E-mail：wireless-rd@ml.soumu.go.jp https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/</p> |
|---|

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

平成 13 年 4 月 20 日
平成 17 年 3 月 23 日改正
平成 21 年 3 月 27 日改正
平成 26 年 5 月 29 日改正
令和元年 7 月 18 日改正
令和 3 年 10 月 1 日改正
競争的研究費に関する関係省庁連絡会申し合わせ

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

- (1) 配分機関にあっては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。
- (2) 被配分機関にあっては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的研究費を獲得した被配分機関においては、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。なお、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとする。

6. 間接経費の用途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な用途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 証拠書類の取り扱い

間接経費に関する証拠書類については、被配分機関において適切に保管することとする。なお、証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管を可能とするとともに、研究者に対し必要以上の証拠書類を求めないよう配慮すること。

9. 執行実績の報告

被配分機関の長は、別表1の主な用途を参考として、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、配分機関に対して府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により配分機関に報告すること。

10. 適用

本対応について、令和4年度以降実施する事業から適用することとする。ただし、配分機関の判断により、令和3年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和4年度以降可能な項目については順次適用することとする。

(別表 1)

間接経費の主な用途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

| 被配分機関の種類 | 資金提供の形態 | | |
|--|------------------------------------|---|-------------------------------------|
| | 委託費 | 個人補助金 | 機関補助金 |
| 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学 | 委託者から受託者に配分 | 補助事業者から所属機関に納付 | 国等から補助事業者に配分 |
| 国立試験研究機関等国の機関 | 受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能 | 補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能 | |
| 公設試験研究機関 | 委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行） | 補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行） | 国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行） |

* 留意点： 配分機関により、被配分期間の種類や運用は異なることがある。

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針 F A Q

このF A Qは「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和3年10月1日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）について関係者の方々により良く理解していただくため、Q & A形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

参事官（研究環境担当）付

電話：03-6257-1314

Q 1. 従前の「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」では間接経費の額を直接経費の30%に当たる額としていたところ、今回の改正により、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしたのはなぜか。

A 1. 今回の改正は、従来の競争的資金に該当する事業と、それ以外の公募型の研究費である各事業を区分することなく競争的研究費として一本化したことに伴うものです。従来の競争的資金以外の公募型の研究費事業における対象機関には企業が多く含まれており、このような機関等においては、間接経費の導入の趣旨の一つである研究機関全体の機能向上について、大学・研究開発法人等とは異なる考慮が求められる場合がありますので、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしています。

Q 2. 研究開発等の業務とは具体的にどのような業務を指すのか。

A 2. 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）第二条にありますように、「研究開発」とは、科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいいます。「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいいます。

Q 3. 大学・研究開発法人等の“等”とはどのような機関を指すのか。

A 3. 配分機関において、研究開発等の推進のため、従来より直接経費の30%に当たる額の間接経費を手当することと判断してきた機関を指します。

競争的研究費の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日
(平成 18 年 11 月 14 日改正)
(平成 19 年 12 月 14 日改正)
(平成 21 年 3 月 27 日改正)
(平成 24 年 10 月 17 日改正)
(平成 29 年 6 月 22 日改正)
(令和 3 年 12 月 17 日改正)

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成 18 年 8 月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成 18 年 2 月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

更に、統合イノベーション戦略推進会議において、令和 3 年 4 月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」を決定し、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠になっているとして、研究者及び大学・研究機関等¹⁹における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援することとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。本指針に則って活動することは、これらの課題へ

¹⁹ 本指針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。なお、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」には、「その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される」と記載されている。

の対応に加え、経済安全保障にも資する。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの²⁰。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下

²⁰ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等²¹について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ ②の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底²²するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を、以下の観点を含め、公募要領上明記する。
 - a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ²³の提出を求めること。
 - b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができること、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあること。
 - c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけること。
 - d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われること。
- ④ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）や、②の研究費や所属機関・役職に関する情報を競争的研究費の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

²¹ 応募の研究課題を実施する代表の者及び当該研究課題において研究費を主体的に使用する者など、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。

²² 当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定し、配分機関において、その者に対し、情報管理に関わる教育・研修を確実に実施するなど、必要な措置を講ずる。

²³ 原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。

- ⑤ 応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的研究費の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

- ⑥ ②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援²⁴を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること、また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

- ⑦ ⑥のうち当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究費と同様に、提出を求めていくこと、ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、⑥の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、公募要領上明記する。

- ⑧ 所属機関における「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示するとともに、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがある旨、公募要領上明記する。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的研究費の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った

²⁴ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的研究費の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機

関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、不正事案については、各府省が定めるルールに基づき、不正事案の調査を行った機関において、予め定められた手続きに従い、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、講じた措置の内容等の公表など適切に対応するように求めるとともに、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要(制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (4) 応募制限期間等に関して、別表1及び別表2に基づき、本指針の改正後、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施する。

なお、本指針の平成24年10月17日の改正に基づき、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した

事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

(5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、実施する。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

(6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的研究費の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

(7) 競争的研究費の不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 競争的研究費における研究上の不正行為が起きた当該府省は、不正行為に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、研究上の不正行為の案件が複数の府省にまたがる場合は、その当該府省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における不正行為が認定された論文数の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(9) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的研究費を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(10) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

| 不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.) | 不正使用の程度 | | 応募制限期間 |
|--|--------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1)) | 1. 個人の利益を得るための私的流用 | | 10年 |
| | 2. 1. 以外 | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2)) | | | 5年 |
| 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3)) | | | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 |

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

| 不正行為に係る応募制限の対象者(4.) | | 不正行為の程度 | 応募制限期間 | |
|---|---------------------------------------|---|--|------|
| 不正行為に関与した者(4.(2)) | 1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | 2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの) | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5~7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3~5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2~3年 |
| | 3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者 | | 2~3年 | |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3)) | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2~3年 | |
| | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1~2年 | |

**府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による
戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）への応募について**
《令和4年度新規公募用》

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的研究費制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

2 e-Rad の操作方法等に関する情報確認サイト及び問合せ先について

e-Rad の操作方法等に関する情報確認サイト及び問合せ先は、下記のとおりです。問合せに当たっては、情報提供サイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行ってください。

- ・情報提供サイト： e-Radポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>
- ・e-Radの操作方法に関する問合せ先：
e-Radヘルプデスク
TEL 0570-066-877
受付時間 国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00

3 e-Radによる提案書提出の流れについて

(1) 研究機関の登録<研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関による作業>

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関を、応募時までにシステム運用担当に申請し、登録する必要があります。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。（重複登録は行わないでください。）

研究機関の登録方法の詳細は、e-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続完了までに1～2週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続をしてください。

(2) 研究者情報の登録<研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関の事務代表者による作業>

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関の事務代表者は、e-Radにログインし、研究代表者又は研究分担者に関する研究者情報を登録してください。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません（重複登録は行わないでください。）。ログインIDとパスワードは、各研究機関の事務代表者から配布されます。

研究者情報の登録方法の詳細はe-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続完了までに1～2週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続をしてください。

(3) 応募内容を入力する前の準備作業 <研究代表者が行う作業>

まず、本事業のホームページから、応募要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/

次に、提案書作成要領に従って提案書を完成させてください。なお、提案書に記載する内容にはe-Rad で入力する応募情報も含まれているので、先に提案書を完成させておくことで、下記(4)の作業が効率的に行えます。

(4) 応募内容の入力と提出 <研究代表者が行う作業>

研究代表者は、e-Radにログインし、本事業への応募内容を入力し、PDF形式に変換した提案書も含めて提出してください。応募内容の入力の際には、下記「4 応募情報の入力要領」を参考にしてください。

なお、研究代表者が提出した応募内容は、下記(6)によって研究代表者の所属研究機関の事務代表者が承認しなければ、総務省へは提出されません。

(5) 提案書の提出 <研究代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者によるe-Radでの承認をもって提案書の提出とみなします。提案書の提出方法については、本書の「8 提案の手続」を御覧ください。

(6) 応募内容の承認 <研究代表者所属研究機関の事務代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者は、e-Rad にログインして応募内容を確認した上で、「承認」、「修正依頼」又は「却下」を選択して確定してください。なお、承認する際には、研究代表者が作成した提案書（上記(5)で作成した書類）に不備がないことも確認してください。

応募締切期日までに研究機関の事務代表者が承認すると、e-Radの「受付状況一覧画面」における応募情報の状態が「配分機関処理中」になります。なお、応募締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合、当該応募は無効となります。

(7) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Radの「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理済」に更新されます。総務省での受理作業は期限から1か月以内に行う予定です。文書又はメールでの受理通知は行いませんので、e-Radの応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から1か月以上経過後に確認してください。

(8) 採択・不採択の確認

応募課題の採択・不採択の結果は、文書での提案者への通知に加え、e-Radの「受付状況一覧画面」でも確認できる予定です。

4 応募内容の入力要領

e-Radを用いた本事業への応募内容登録（上記3の(4)で行う作業です。）において、注意すべき事項を以下に示します。なお、ここで掲げた項目等は、本提案要領を作成した時点のものです。公募に当たって、一部改定される場合があります。

>>>>応募情報登録【共通項目】

| 項目 | 入力内容 |
|---------|--|
| 公募年度 | 2022年度《入力済み》 |
| 公募名 | 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE) 電波有効利用促進型研究開発（先進的電波有効利用型）令和4年度新規提案 |
| 研究開発課題名 | ※「データ入力シート」（様式1）の「研究開発課題名」を転記。 |
| 課題ID | ※入力不要。 |

>>>>応募情報登録【基本情報タブ】

| 項目 | 入力内容 | |
|---------|---|----------------------------|
| 研究期間 | 2022年度～(終了予定)年度 ※フェーズⅡ最終年度を半角で入力。 | |
| 研究分野(主) | 研究の内容 | ※「研究の内容検索」のリストから選択。 |
| | キーワード(必須) | ※システムの仕様上入力必須のため入力をお願いします。 |
| 研究目的 | ※本研究開発において、どのような目的で、どのような課題（問題点）を解決するためにどのような内容の研究開発を行うかを、200字程度の平易な表現で記載してください。 報道発表や外部への説明のために本内容を活用しますので、一般の方が理解できる表現での記載をお願いします。 | |
| 研究概要 | ※研究開発の概要を1,000字以内でわかりやすく記載してください。 | |

>>>>応募情報登録【個別項目タブの入力】

| 項目 | 入力内容 |
|-----------------------|-------------------------------|
| 研究代表者の所属研究機関の所在地都道府県名 | ※プルダウンメニューから、該当する都道府県名を選択。 |
| 研究代表者の所属研究機関の区分 | ※プルダウンメニューから、区分を選択。 |
| 研究代表者の連絡先電話番号 | ※市外局番から半角で入力。(例:0000-00-0000) |
| 分類 | ※先進的電波有効利用型 |

>>>>応募情報登録【研究経費・研究組織タブの入力】

| 項目 | 入力内容 |
|----------|--|
| 直接経費(千円) | ※「研究開発予算計画書」(様式4)に記載した各年度の研究費(税込み)の内訳(I. 物品費、II. 人件費謝金、III. 旅費、IV. その他欄の小計)を転記(千円未満切捨て)。 |
| 間接経費(千円) | |
| 研究代表者 | ※「専門分野」:適切な分野名を入力。 ※「役割分担」:- (ハイフン)を入力してください。 ※「直接経費」:上記【応募時予算額の入力】にて入力した令和4年度の研究費(税込み)のうち、研究代表者に配分される研究費(税込み)を記入(千円未満切捨て)。 ※「間接経費」:上記【応募時予算額の入力】にて入力した令和4年度の研究費(税込み)のうち、研究代表者に配分される研究費(税込み)を記入(千円未満切捨て)。 |

| | |
|-------|---|
| | ※「エフォート」: 提案書(様式6)の「研究代表者」に記載した数値(%)を転記。 |
| 研究分担者 | ※研究分担者がいる場合、「追加」ボタンをクリックして行を追加。 ※研究分担者全員について、情報を入力。 ※「専門分野」: 適切な分野名を入力。 ※「役割分担」: -(ハイフン)を入力してください。 ※「直接経費」: 上記【応募時予算額の入力】にて入力した令和4年度の研究費(税込み)のうち、当該研究分担者に配分される研究費(税込み)を記入(千円未満切捨て)。 ※「間接経費」: 上記【応募時予算額の入力】にて入力した令和4年度の研究費(税込み)のうち、当該研究分担者に配分される研究費(税込み)を記入(千円未満切捨て)。 ※「エフォート」: 提案書(様式6)の「研究分担者」に記載した当該研究分担者の数値(%)を転記。 |

>>>> 応募情報登録【応募・受入状況タブの確認】

| 項目 | 入力内容 |
|-----------------|------------------------------------|
| 研究代表者の他の応募・受入状況 | 入力不要。※e-Rad上に登録されている情報を自動的に取得して表示。 |
| 研究分担者の他の応募・受入状況 | 入力不要。※e-Rad上に登録されている情報を自動的に取得して表示。 |

5 e-Radの使用に当たっての留意事項

(1) e-Radの利用可能時間帯

平日、休日ともに0:00～24:00

※上記サービス時間内であっても、緊急メンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

※国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

※ヘルプデスク運用時間は、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

(2) 個人情報の利用目的・取り扱い

本システムにおける個人情報の利用目的の範囲は、次の各号のとおりとします。

一 応募時等における個人情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供する他、総合科学技術会議において国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針等の企画立案を行うため、内閣府に必要な情報を提供すること。

二 研究者に係る情報について、研究者の所属する同一研究機関内における利用や、当該研究者の所属する他の研究機関に提供すること。

三 研究機関における事務担当者に関する情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供すること。

2 個人情報の取扱方針は、e-Rad ポータルサイトを御参照ください。